

公正な研究活動の推進及び公的研究費等の運営・管理に関する基本方針

島根県立大学 学長
島根県立大学短期大学部 学長
平成 27 年 9 月 4 日制定

1. 趣旨

島根県立大学及び島根県立短期大学部(以下「本学」という)が、真理を探究する権利を享受し、学術の専門家として社会からの負託を認められているのは、研究者が社会的責任を果たし、研究活動における倫理的責任感が誠実に履行されることが前提となっており、研究活動の遂行にあたっては、公正に研究することを旨とし、不正を行うことは絶対にあってはならない。

また、本学は、公立大学法人であることから、本学における研究活動が、運営費交付金、競争的資金、その他多方面からの支援で成り立っていることを鑑み、公的研究費等の運営及び管理にあたっては、法令や関係規則等を遵守し適正に履行するために、自らその知識の習得に努めることが必要である。

こうした認識に基づき、文部科学省のガイドライン《「研究活動の不正行為への対応のガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日）」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日）」》に準拠し、本学における公正な研究活動の推進及び公的研究費等の適正な運営・管理のため、基本方針を定める。

2. 責任体系の明確化

本学における役割と責任の所在を以下の通りとし、周知・公表する。

No	名称	充て職名	役割等
1	最高管理責任者	学長	・本学全体を統括し、基本方針を策定 ・内部監査の実施
2	統括管理責任者	各副学長	・キャンパス全体を統括し、不正防止計画策定・実施 ・モニタリングの実施
3	コンプライアンス推進責任者	各副学長（兼務）	各キャンパスにおけるコンプライアンス教育の実施
4	コンプライアンス推進副責任者	浜田 教育研究支援部長 出雲 事務室長 松江 事務室長	コンプライアンス推進責任者の補佐
5	研究倫理教育責任者	各副学長（兼務）	各キャンパスにおける研究倫理教育の実施
6	研究不正防止計画推進委員会	各副学長 教育研究支援部長 事務室長 学長指名の教職員	本学における不正防止計画推進組織

3. 行動計画

以下の取組を実施するとともに、PDCA サイクルによる継続的業務改善に取り組む。

(1) 不正防止計画の策定 (Plan)

不正防止計画・行動規範・マニュアルを策定し、教職員等の持つべき意識・取るべき行動を明確に定める。

(2) 適切な運営・管理 (Do)

- ①コンプライアンス教育、研究倫理教育を定期的実施する。
- ②ルール of 全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる教職員等に分かりやすい形で周知する。
- ③研究費の使用ルールについての問い合わせ窓口を各キャンパスに設ける。
- ④教職員等は①の教育を受講し、不正防止計画に沿った不正発生を抑制するための取組を行う。

(3) モニタリング・内部監査 (Check)

- ①キャンパス毎の不正防止計画の実施状況を把握するため、「モニタリング」を行う。モニタリングの結果については、最高管理責任者へ報告する。
- ②全学的な実施状況を把握するため、内部監査を行う。監査を行うにあたっては、監事及び会計監査人と連携し、効果的な監査となるように努める。

(4) 改善 (Action)

- ①モニタリング・内部監査等の結果をもとに、不正防止計画等を更新(改善)するとともに、次年度以降のコンプライアンス教育に反映し、常に本学にとって適切なものとなるよう努める。

4. 不正行為等発生時の対応手順、措置の明確化

申立て等の取扱い、調査及び懲戒に関する手順、措置を明確にする。

- ・不正行為等に関する申立て又は相談に対応するため、事務局に「申立て等受付窓口」を設置する。
- ・不正の疑いに対する調査について明確な手順を定めるとともに、通報者の保護や関係者の守秘義務を徹底する。

5. 規程等の整備

上記の取組を確実に実施するため、文部科学省のガイドラインに準拠した学内規程等を整備する。

附則

この方針は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

附則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。